

平成25年度

定住促進対策事業

事務事業 評価表

[単位：千円、人]

1 事務事業の位置付け (Plan)						
所管部課名	企画政策部 企画政策課		担当者	高野 哲也		
根拠法令等	薩摩川内市定住促進に関する条例、薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則					
事業の種類	☒ ソフト事業		☐ 建設・整備事業	☐ 施設管理	☐ 内部管理	
政策	都市力を創出するまちづくり		施策	住環境の整備		
			小施策	定住促進対策の推進		
一体化躍動プラン	都市力創出プロジェクト					
重点施策	定住自立圏の形成による均衡のとれたまちづくり					
予算科目等	会計	一般会計		科目	総務費	
	款	総務費		項	総務管理費	
	目	企画費		目	企画費	
	事項	定住促進対策事業費		細事項	定住促進対策事業費	
2 事務事業の実施 (Do)						
事業の内容	概要	平成18年度から定住支援センターを設置し、移住相談者からの総合相談窓口として移住相談者と市の各部署との連携を図っている。また、事業の一環として、本市に①住宅を新築・購入して移住しようとする転入者②本市に住宅を増築・改築して、定住しようとする転入者③転入者で新幹線を利用して通勤しようとする者を対象にして補助をしている。また、平成25年度からは、空き家バンク事業を開始している。 補助金交付事業は、現在3期目の最終年度の為、改編の事務作業を進めている最中であるものの、定住支援体制や施策そのもの、全体的な業務効率性や必要性の点検も併せて行う必要がある。				
	対象（誰を、何を対象とする事業か）	平成23年4月から平成26年3月末までの転入者で①住宅を新築又は購入した者②30万円以上のリフォーム工事をした者③新幹線通勤定期件を購入し通勤している者				
	手段（市がどのような活動をするか）	補助金を支出する。				
	意図（どのような目的で事業を行うか）	本市の人口増を図る。				
	事業開始年度	第1期_H17.4～H20.3 第2期_H20.4～H23.3 第3期_H23.4～H26.3				
	活動指標	補助金の新規交付件数 150件 平成25年度				
成果指標	人口数 102,000人 平成27年度					
経費及び指標の推移	項目	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 予算額	平成26年度 見込額	平成27年度 見込額
	事務事業費	54,897	58,765	60,660	—	—
	報酬_定住支援センター嘱託員	1,548	1,689	1,689	—	—
	共済費_嘱託員社会保険料	204	277	274	—	—
	報償費	2	0	0	—	—
	旅費_費用弁償	629	360	423	—	—
	需用費					
	消耗品	56	57	43	—	—
	印刷製本費	1,045	1,422	1,606	—	—
	役務費					
	通信運搬費	88	100	114	—	—
	広告料	40	55	53	—	—
	手数料	0	1	0	—	—
	委託料	32	0	0	—	—
	使用料及び賃借料	40	50	50	—	—
	負担金補助及び交付金					
	負担金	50	50	0	—	—
	補助金					
	定住住宅取得補助金	43,180	42,210	41,279	—	—
	定住住宅リフォーム補助金	6,743	10,034	13,029	—	—
	新幹線通勤手当補助金	1,240	2,460	2,100	—	—
	財源内訳					
	国・県支出金	8,100	8,100	8,100	—	—
その他				—	—	
一般財源	46,797	50,665	52,560	—	—	
要員配置状況	2.00	2.00	2.00	—	—	
職員	1.50	1.50	1.50	—	—	
嘱託員	0.50	0.50	0.50	—	—	
臨時職員等				—	—	
活動実績・計画	116	132	140	—	—	
成果指標の推移	98,443	97,636		—	—	
特筆すべき事項等	定住住宅取得補助金及びリフォーム補助金の申請について、後年度負担が生じることから、後年度の財政負担が年々膨張し続けている。また、新幹線通勤補助については、市街地に居住する方に偏重している、など補助施策内容や補助対象などの再検討が必要。					

3 事務事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	対象・手段の妥当性 ☐ 妥当である ☒ 改善の余地はある ☐ 妥当ではない (上記選択の理由) 別紙、各補助金等評価結果から総合的に判断した。
	市が関与すべき妥当性 ☒ 市が関与すべき ☐ 民間でも可能 ☐ 民間で実施すべき (上記選択の理由) 移住転入者を増加させるという公共性の極めて高い施策である。
効率性	事業費の削減余地 ☒ 削減の余地がある ☐ 削減の余地はない (上記選択の理由) 別紙、各補助金等評価結果を踏まえ、拡充・補充を含めて再整理の必要があると判断した。
	要員配置の削減余地 ☐ 削減の余地がある ☒ 削減の余地はない (上記選択の理由) 補助金申請書の審査等は最低限の要員で実施しており、削減の余地はない。
有効性	成果の達成度 ☐ 達成度はかなり高い ☒ 達成度はやや高い ☐ 達成度は低い (上記選択の理由) 別紙、各補助金等評価結果から総合的に判断した。
	成果の向上余地 ☐ 余地がかなりある ☒ 余地がある程度ある ☐ 余地はほとんどない (上記選択の理由) 別紙、各補助金等評価結果から総合的に判断した。
4 事務事業の改革・改善の方向性 (Action)	
内部評価(一次)結果	今後の改革の方向性 ☐ 現状のまま継続 ☒ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☒ 他の事業と統合 ☒ 手段の改善 ☐ 移管 ☒ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止
	上記方向の理由 別紙、各補助金等評価結果などから拡充・補充・縮小・廃止の観点から総合的に判断した。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 定住施策及び対象の改編、平成25年度9月期までに取りまとめ。12月議会に関連条例を上程する。

外部評価(二次)結果	事務事業の視点別評価	
	妥当性 ⇒	☐ 高い ☐ 低い
	効率性 ⇒	☐ 高い ☐ 低い
	有効性 ⇒	☐ 高い ☐ 低い
	今後の改革の方向性	
	☐ 現状のまま継続	
	☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小	
	☐ 休止 ☐ 廃止	
まとめ(補助金等評価を含む。)		

定住支援センター「よかまち・きやんせ倶楽部」事業概要

1. 定住支援センター運営事業について

平成18年12月1日から、定住に関する情報の発信や皆様からのお問い合わせについて一元化したサービスを提供するため、薩摩川内市定住支援センター「薩摩川内よかまち・きやんせ倶楽部」を設置した。

職員13名（所長、次長、本庁2人、各支所1人、定住支援センター嘱託員1人）で、定住情報の提供・相談、定住促進事業を展開している。

	職名（職階）	備考
1	所長	企画政策部企画政策課長
2	次長	企画政策部企画政策課長代理
3	定住支援グループ長	企画政策部企画政策課企画総務グループ長
4	グループ員	企画政策部企画政策課企画総務グループ員
5	グループ員	樋脇支所市民生活課地域振興グループ長
6	グループ員	入来支所市民生活課地域振興グループ長
7	グループ員	東郷支所市民生活課長代理
8	グループ員	祁答院支所市民生活課長代理
9	グループ員	里支所市民生活課長代理
10	グループ員	上甕支所市民生活課長代理
11	グループ員	下甕支所市民生活課地域振興グループ員
12	グループ員	鹿島支所市民生活課課長代理
13	定住支援センター嘱託員	企画政策課定住支援センター嘱託員

（1）薩摩川内よかまち・きやんせ倶楽部活動状況

ア 相談対応

主に具体的な移住を検討している相談者で、具体的な対応が求められる方について、登録を行っている。相談内容については、賃貸借住宅に関すること及び定住促進制度に関すること。

H25.3.31現在

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	合計
相談 カ 登録		14	23	18	2	16	28	43	144
転入実績	件数	2	6	6	3	9	3	10	40
	人数	6	21	24	4	13	9	21	98

イ よかまち・きやんせ倶楽部会員登録数 1, 477名

本市への関心を高め、交流人口の拡大を目的として倶楽部通信により、本市のイベントや移住情報について情報提供を行うもの。

会員のうち転入し、登録抹消した者 42名

ウ 倶楽部通信発行 26回

エ メールマガジン発行 77回（187人）

オ 余暇処交流体験モデル事業

薩摩川内市へ定住に興味のある方へお越しいただき、薩摩川内市の「よかとこい」

を実感してもらい、農業や漁業体験等を通して市民との交流を図り、地域の実情を理解していただくことで、定住を促すことを目的に実施する。

年度	実施団体	日時	場所	参加人数	移住実績	内 容 等
H19	鹿島地区コミ	8月24日～	鹿島町	13名	1名	各種漁業体験、玉石絵画教室等
H19	峰山地区コミ	10月12日～	高江町	3名		さつまいも収穫、星空コンサート、アグリランド視察等
H19	NPO エコグリーンヘルパー	2月29日～	東郷町 入来町	19名	1名	竹炭豆腐作り体験、たけのこ堀体験等
H20	鹿島地区コミ	8月22日～	鹿島町	15名	2名	各種漁業体験、ところてん作り、玉石絵画教室等
H20	平良自治会	12月4日～	上甕町	12名	2名	各種漁業体験、移住者体験談講話等
H21	平良自治会	10月17日～	上甕町	13名		各種漁業体験、移住者体験談講話等
H23	市（ファームイン稼木）	11月18日	東郷町	3名		各種農業体験、郷土料理教室、交流会等
合 計				78名	6名	

※平成22年度は上期と下期で募集を行ったが受入れ団体の応募がなく未実施

※平成23年度までで事業廃止

カ 田舎暮らし関連イベントへの参加

- ・ ふるさと回帰フェア 2007・2008・2009・2010・2011・2012（東京・大阪）
- ・ アイランダー2007・2008・2009・2010・2011・2012（東京）2013（東京）
- ・ かごしま交流・居住セミナーH20・H21・H22・H23（東京・大阪・福岡）
H24. 5. 13（東京）H24. 5. 26（大阪）H24. 7. 29（福岡）

（２）定住促進活動等実績

H25. 1. 31 現在

			～H21	H22	H23	H24	累計
相談(本庁)	A	件数	572	494	287	446	1,799
相談(支所)	A	件数	259	114	156	82	611
問合せ(電話)	A	件数	974	575	527	173	2,249
	うちフリーダイヤル	件数	379	147	143	64	733
会員数	倶楽部	人数	1,524	141	62	△250	1,477
	メルマガ	人数	181	6	3	△3	187
	計	人数	1,705	147	65	△253	1,664
住宅取得補助申込件数(新規)B		件数	249	59	61	47	416
転入者数(住宅取得補助分)		人数	688	177	176	137	1,178
リフォーム補助申込件数(新規)B'		件数	20	22	13	26	81
転入者数(リフォーム補助分)		人数	45	41	22	56	164
新幹線補助人数 C		人数	331	31	29	26	417
新幹線申請件数		件数	1,407	59	42	59	1,567
営業件数(地区・個人等)		件数	137	0	0	0	137
窓口対応総数(本庁) A+B+B'C		件数	2,405	1,295	1,073	800	5,573

※累計は、補助関係がH17年7月以降、その他はH19年12月以降の累計

2. かがしま暮らし・交流セミナー等の開催状況

平成20年度

開催地	東京	大阪	
日時	平成20年7月5日(土)	平成21年2月21日(土)	
会場	ふるさと暮らし情報センター	新梅田研修センター	
参加団体	・薩摩川内市 ・霧島市 ・NPO 屋久島移住ネットワーク 緑の風	・薩摩川内市 ・霧島市 ・南さつま市	
参加者数	35名(2名)	52名(2名)	※()は本市相談分

平成21年度

開催地	大阪	東京	福岡
日時	平成21年11月28日(土)	平成22年3月20日(土)	平成22年3月22日(月)
会場	新梅田研修センター	日本橋サンスカイルーム	アクロス福岡
参加団体	・薩摩川内市 ・霧島市 ・瀬戸内町 ・種子島U・Iターンサポートセンター ・NPO かがしま企業家交流会	・霧島市 ・南さつま市 ・伊佐市 ・瀬戸内町 ・NPO 屋久島移住ネットワーク 緑の風	・薩摩川内市 ・霧島市 ・伊佐市 ・移住実践者 ・えらぶ移住支援センター
参加者数	44名(3名)	35名	15名(2名)

平成22年度

開催地	大阪	東京	福岡	大阪
日時	平成22年9月5日(土)	平成22年9月23日(木)	平成23年1月29日(月)	平成23年2月19日(土)
会場	シティプラザ大阪	日本橋サンスカイルーム	アクロス福岡	シティプラザ大阪
参加団体	・薩摩川内市 ・霧島市 ・伊佐市 ・瀬戸内町 ・和泊町	・薩摩川内市 ・西之表市 ・霧島市 ・伊佐市 ・瀬戸内町 ・和泊町 ・島交流の会	・薩摩川内市 ・曾於市 ・霧島市 ・南さつま市 ・伊佐市 ・瀬戸内町 ・移住実践者	・薩摩川内市 ・霧島市 ・伊佐市 ・瀬戸内町
参加者数	22名(4名)	40名(3名)	21名(2名)	23名(1名)

平成23年度

開催地	大阪	福岡	東京	大阪	東京
日時	平成23年7月23日(土)	平成23年7月30日(日)	平成23年9月23日(金)	平成24年1月22日(日)	平成24年1月29日(日)
会場	シティプラザ大阪	アクロス福岡	早稲田大学	大阪産業会館	東京国際フォーラム
参加団体	・薩摩川内市 ・霧島市 ・伊佐市 ・瀬戸内町 ・和泊町	・薩摩川内市 ・霧島市 ・南さつま市 ・伊佐市 ・さつま町 ・瀬戸内町	・西之表市 ・薩摩川内市 ・霧島市 ・南さつま市 ・伊佐市 ・さつま町 ・和泊町	・薩摩川内市 ・霧島市 ・南九州市 ・伊佐市 ・さつま町	・垂水市 ・薩摩川内市 ・霧島市 ・南九州市 ・伊佐市 ・さつま町 ・かがしま企業家交流会
参加者数	24名(4名)	12名(1名)	41名(7名)	55名(5人)	64名(3名)

平成 24 年度

開催地	東京	大阪	福岡	東京	大阪
日時	平成 24 年 5 月 13 日(日)	平成 24 年 5 月 26 日(土)	平成 24 年 7 月 29 日	平成 24 年 9 月 17 日(月)	平成 24 年 9 月 29 日(土)
会場	東京国際フォーラム	シティプラザ 大阪	アクロス福岡	早稲田大学早稲田キャンパス	シティプラザ 大阪
参加団体	・垂水市 ・薩摩川内市 ・霧島市 ・南さつま市 ・伊佐市 ・さつま町 ・かごしま企業家交流会	・西ノ表市 ・垂水市 ・薩摩川内市 ・霧島市 ・南さつま市 ・伊佐市 ・さつま町 ・かごしま企業家交流会	・薩摩川内市 ・霧島市 ・南さつま市 ・伊佐市 ・さつま町 ・さつま町雇用促進協議会	・薩摩川内市 ・霧島市 ・南九州市 ・伊佐市 ・西之表市 ・さつま町 ・屋久島町	・薩摩川内市 ・霧島市 ・瀬戸内町
参加者数	41 名(1 名)	45 名(3 名)	3 名(0 名)	40 名(5 名)	30 名(2 名)
開催地	東京				
日時	平成 24 年 11 月 24、25(土、日)				
会場	サンシャインシティ文化会館				
参加団体	・鹿児島県 ・薩摩川内市 ・西之表市 ・中種子町 ・奄美群島広域事務組合 ・南種子町 ・屋久島町 ・長島町 ・三島村 ・十島村				
参加者数	15,000 名				

3. NPO ふるさと回帰支援センターの概要

(1) 代表者：理事長 見城 美枝子（青森大学教授・エッセイスト）

(2) 所在地：認定 NPO 法人ふるさと回帰支援センター

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館 6 F

(3) 趣 旨：ふるさと回帰支援センターは、各種の情報提供や農林漁業研修などの支援活動を通じて、都会から自然豊かな農山漁村へ移り住むことを望む方々のお手伝いをします。また、全国各自治体で進めている定住への支援事業や空き家・遊休地情報をつなぎ、「ふるさと回帰・循環運動」を進めている団体・グループ間をつなぐネットワークを作っていくことを考えています。

(4) 活動目的：都市生活者が地方・農村に就農あるいは定住・一時滞在することに対して、必要な情報の提供、支援に関する諸事業を行い、地域社会の振興・発展と循環型生活文化の推進による環境の保全を計り、もって国土の均衡ある発展・国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(5) 活動（イベント）実績：ふるさと回帰フェア等の主催するイベントや、NPO や自治体から依頼を受けて行うセミナーなど企画・運営会場提供等

(6) 本市の関わり：団体正会員の自治体数は 48 であり、本市も団体正会員となっている。（平成 24 年 3 月現在）

㊦ 団体正会員となった理由

本市への定住希望者に対して各種支援制度や関連情報を総合的に提供し、定住に

係る相談を包括的に受けることで定住施策を総合的かつ積極的に進めることを目的として、平成18年12月1日に薩摩川内市定住支援センターを設置したところであり、本市の定住施策を積極的に外向けに展開するためにふるさと回帰支援センターが実施するイベントや情報を図ることを目的として正団体会員になっている。

関係自治体として、パンフレットの設置や、移住希望者の紹介・斡旋もされる。

① 負担金額： 5万円

② 県内会員の状況： 鹿児島県及び5市町の6団体が正会員
薩摩川内市、霧島市、伊佐市、瀬戸内町、与論町

③ 会員となったことによる効果

- ・東京・大阪の「ふるさと回帰フェア」へ参加による会員登録

- 平成22年度 … 大阪28名、東京2名 計30名 (H21以前は記録なし)

- 平成23年度 … 大阪3名、東京8名 計11名

- 平成24年度 … 大阪4名、東京5名 計9名 (H24.10.31)

- ・これまでの移住相談の紹介 4件（うち1件は定住）

- ・よかまち・きやんせ倶楽部の会員増加が図られており、倶楽部通信を通じて移住に関する情報提供に努めて、本市への定住につなげたい。

4. 薩摩川内市 空き家情報登録制度「空き家バンク」事業について

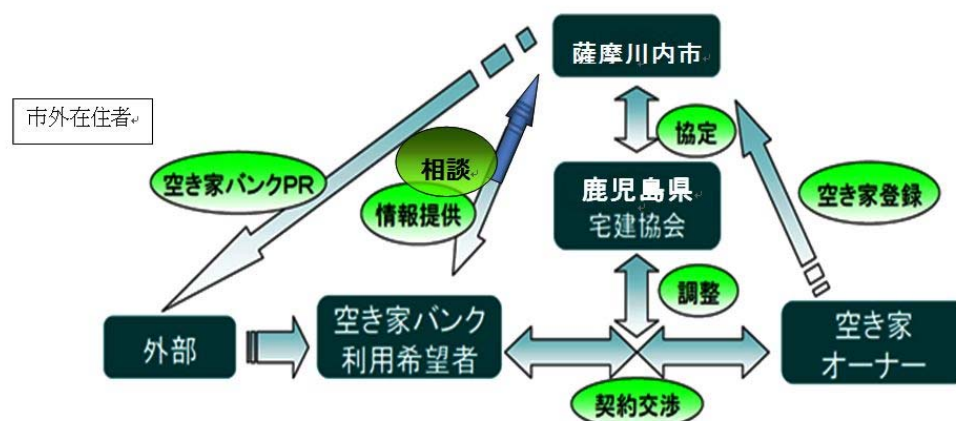
(1) 事業の目的

空き家の有効利用を通して、本市に暮らしてみたいという市外からの人を呼び込む仕組みを構築することにより、移住及び定住を促進し、地域の活性化（地域コミュニティ活動・景観・防犯・安全性等）を図ろうとするもの。

(2) 事業取組の背景

- ① 少子・高齢化の進展に伴い、年々人口が減少するとともに、空き家も増加。
- ② 平成23年3月の空き家・廃屋調査により、3,400棟を超える空き家の存在を確認。
- ③ 空き家バンク制度への登録意向を確認した結果、少なくない数の希望者が判明。

(3) 事業の仕組み



＊事業主体、空家バンクの運営は薩摩川内市
 ＊空家情報の提供はインターネット等により行う

- ① 市は、転入者等に対し、インターネット等により空き家に関する情報を発信提供する（空き家バンク登録物件の閲覧は自由）。
- ② 市は、希望物件の問合せや移住相談に応じる。
- ③ 物件の案内及び契約・交渉等は、市と協定を結んだ宅地建物取引業協会を通じ、当該協会の会員事業者が媒介して契約に至る。
- ④ 宅地建物取引業協会に加入している者が不在の下甕島については、マッチングの部分を経営による対応とし契約は当事者間の直接契約による。

5. 薩摩川内市 ゴールド集落定住促進助成事業について

- (1) 【目的】ゴールド集落の自治会加入を条件とした転入及び転居者に対する助成制度の実施により、定住の促進やゴールド集落の活性化を図る。
- (2) 【内容】定住の促進やゴールド集落の活性化を図るため、中心市街地を除くゴールド集落に市外転入又は市内転居し、自治会に加入した方で市税の滞納がない方を対象に補助金を交付。1人当たり年間6万円。18歳未満の加算、1人当たり10万円（1年目のみ）
- (3) 【課題】転入（転居）者への広報活動、補助金の利用拡大、及び受給者の1年未満転居者への対応の確立。補助受給者の年齢制約、職業制約が設定されていないため、補助本旨とのバランスを取る必要がある。
- (4) 【予算】
 平成25年度 ゴールド集落定住促進補助金（第3期_平成25年度_申請分）

計 20,520,1000 円

所管部課名	企画政策部 企画政策課		担当者	高野 哲也				
事務事業名	定住促進対策事業							
根拠法令	薩摩川内市定住促進に関する条例、薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成25年度 予算額	41,279 千円	国県支出金 千円	その他 810 千円	一般財源 40,469 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	転入世帯の人員数		102,000人		—			
成果指標②	—		—		—			
補助対象者	平成23年4月から平成26年3月末までの転入者で、住宅を新築又は購入した者							
補助対象経費	定住する目的で本市域内に住宅を新築又は購入した経費（400万円以上）							
補助対象事業・活動の内容	本市の住民として、定住の意思を持って行う住宅取得へ補助をするもの。							
	分類	□運営補助のみ ■事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	①甕島地域…150万円 ②旧4町及び旧川内市過疎相当地域…100万円 ③それ以外…30万円 ④子ども一人につき10万円が加算（加算限度額50万円） ⑤市内業者加算50万円							
補助金額又は補助率の積算方法	上記①②③の地区別の補助額に、該当する④⑤を加えた金額が助成される。							
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	項目	平成22年度		平成23年度		平成24年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	0		0		0	
		会費収入						
		事業収入						
		寄付金・その他助成						
		市補助金						
	支出	定住住宅取得補助金						
		定住住宅リフォーム補助金					0	
		新幹線通勤定期購入補助金						
		（前年度繰越金）						
		その他事務費						
		計	0				0	
	支出計/前年度支出計							
	自己資金/前年度自己資金							
翌年度繰越金/市補助金								
交付件数		59		61		42		
成果指標の推移①		—		98,443		97,636		
成果指標の推移②		—		—		—		
特記すべき事項等	①平成23年4月1日より制度改正されており、子育て加算、市内業者加算が設け、地域ごとの補助金額を一部減額した。 ② なし ③ なし ④ なし ⑤ なし ⑥ なし ⑦ なし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	主管課	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	B	人口増を目的としており、補助対象者が転入者に限っているため、在住者との公平性に欠ける側面がある。ただし、転入により新たな消費活動を生み、地域経済の活性化に繋がっていることが考えられる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	人口減少が続いている現状があり、今後、地域経済活力の低下、コミュニティの衰退・崩壊等様々な問題が懸念されるため、人口減少に歯止めをかけ、人口増加に資する対策を講じる必要がある。上記のことから①に該当するものである。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	人口減少は、様々な問題を生み、結果として市民サービスの低下を招くと考えられる。その抑止効果が期待される中、対象を絞った施策の研究余地があろう。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	B	転入移住が極めて公共性が高いことから、公共部門以外の事業者が行うことは難しいと思われる。ただ、本補助制度が包含する、住宅新築戸数の増加などにより公共事業の代替的役割を果たすことになる。現行では市内業者加算があり、反射的な経済効果のインセンティブにもなっている。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助額は、固定資産税を根拠に過疎地域を加味して設定されている。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	申請時点で補助金総額の50%が支払われる。残額は後5年間の均等払いとなっており、終期は定まっているもの財政出動の膨張傾向にはある。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	人口増を目的としており、補助対象者が転入者に限っているため、在住者との公平性に欠ける側面がある。ただし、転入により新たな消費活動を生み、地域経済の活性化に繋がっていることが考えられる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	B	定住支援センター事業として、移住相談や空き家バンク制度と併せて実施することにより、対象ニーズを網羅し、効果的に運用することができる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	B	住宅の新築や購入には莫大な資金が必要となるため、その経費の負担を軽減するものの、長期的な観点からは固定資産税収入増加、消費による増加と投資効果の改修側面が期待できる。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	今後の改革の方向性 ☐ 現状のまま継続 ☒ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☒ 他補助金と統合 ☒ 補助内容の改善 ☐ 休止 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 廃止
	上記方向の理由 別紙、各補助金等評価結果から総合的に判断した。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 定住施策及び対象の改編、平成25年度9月までに取りまとめ。12月議会に関連条例を上程する。

A 定住住宅取得補助



暮らしに役立つ制度紹介

■子育て編■

▶ **不妊・不育治療費の助成**
不妊・不育治療に要した費用の一部を助成します。
(年度限度額20万円・10万円、一妊娠出産につき5年間：産地域は、交通・宿泊費一部補助有り)
→市民健康課

▶ **妊婦(歯科)健康診査**
妊婦健診(歯科検診)に要する費用を公費負担します。(最大14回、歯科検診は1回)
→市民健康課

▶ **乳児家庭の全戸訪問**
地域の母子健康推進員が、妊婦さんや生後4カ月までの乳児のいる家庭を訪問します。
→市民健康課



Q&A

・申請書の申請者はだれでもいいの?
→申請者はあくまで世帯の生計を維持している世帯責任者となります。
・2回目からの申請はどうすればいいの?
→ご案内の文書をご自宅に郵送いたします。

- 【補助対象】 下記の①～⑥の要件をすべて満たし、**1年以内に申請できる方**が対象となります。
- ①平成23年4月から平成26年3月末までの転入者(1年以内に本市内に再転入した場合を除きます)
 - ②平成23年4月から平成26年3月末までの間に
住宅を新築又は購入した方
 - ③新築又は購入した住宅建物の価格が
400万円以上の方
(購入の方は、土地、建物の金額を示す書類が必要です。)
 - ④新築又は購入した住宅建物に5年以上定住する方
 - ⑤自治会に加入した方
 - ⑥市税等の滞納がない方



※リフォーム補助との二重申請はできません!

【補助金額】 補助金額は地域、世帯構成により異なります。下記により算定します。

地 域	補助額	加算額
里町・上甕町・下甕町・鹿島町	150万円	① 子育て加算 最高50万円 18歳未満の子ども一人につき10万円が加算されます。 ② 市内業者加算 50万円 (本市に本店を有する業者) 市内業者と建築請負契約又は売買契約を行っている場合のみ加算されます。
樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町 川内地域のうち次の11地区 平佐東・水引・峰山・滄浪・寄田・八幡城上・吉川・陽成・湯田・西方	100万円	
川内地域のうち次の8地区 隈之城・川内・平佐西・可愛・亀山育英・永利・高来	30万円	

【補助金の交付方法】
初回申請時：補助金総額の50%
2～6年目：残額を5年間の均等払い



【申請書類】 申請に際しては、下記の書類が必要となります。

書類の名称	左の書類の問合せ先
☒ 交付申請書 ※	薩摩川内市役所(企画政策課・各支所市民生活課)
☐ 補助金額計算書	薩摩川内市役所(企画政策課・各支所市民生活課)
☐ 住民票(世帯全員のもの) ※	薩摩川内市役所(市民課・各支所市民生活課)
☐ 建築請負又は売買契約書の写し	建築請負業者
☐ 住居の不動産登記事項証明書(建物) ※	鹿児島県地方務局川内支局
☐ 滞納のない証明書 ※	薩摩川内市役所(税務課・各支所市民生活課)
☐ 請求書 ※	薩摩川内市役所(企画政策課・各支所市民生活課)
☐ 戸籍の附票又は除籍の附票(転入と同時に戸籍を移動した人)	本籍のある市区町村の住民窓口

※2回目以降の申請書類

【申請期間】
初回申請：転入日から1年以内の申請が条件となります。
2回目以降の申請：8月～ご案内月末までの期間(土・日・祝日は除きます。)



所管部課名	企画政策部 企画政策課		担当者	高野 哲也				
事務事業名	定住促進対策事業							
根拠法令	薩摩川内市定住促進に関する条例、薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成25年度 予算額	13,029 千円	国県支出金 千円	その他 千円	一般財源 13,029 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	転入世帯の人員数		102,000人		—			
成果指標②	—		—		—			
補助対象者	平成23年4月から平成26年3月末までの転入者で、30万円以上のリフォーム工事をした者							
補助対象経費	定住する目的で本市域内に住宅をリフォームした経費（30万円以上）							
補助対象事業・活動の内容	本市の住民として、定住の意思を持って行う住宅をリフォームされた方へ補助をするもの。							
	分類	□運営補助のみ ■事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	工事費の50%を補助（ただし、下記①～③のとおり限度額がある） ①甑島地域…100万円 ②旧4町及び旧川内市過疎相当地域…70万円 ③それ以外…20万円							
補助金額又は補助率の積算方法	上記のとおり							
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	項目		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	0		0		0	
		会費収入						
		事業収入						
		寄付金・その他助成						
		市補助金						
	支出	定住住宅取得補助金						
		定住住宅リフォーム補助金					0	
		新幹線通勤定期購入補助金						
		（前年度繰越金）						
		その他事務費						
		計	0				0	
		支出計/前年度支出計						
	自己資金/前年度自己資金							
翌年度繰越金/市補助金								
交付件数	22		13		21			
成果指標の推移①	—		98,443		97,636			
成果指標の推移②	—		—		—			
特記すべき事項等	①平成23年4月1日から現行制度。川内地域が対象になった。 ② なし ③ なし ④ なし ⑤ なし ⑥ なし ⑦ なし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	主管課	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	B	人口増を目的としており、補助対象者が転入者に限っているため、在住者との公平性に欠ける側面がある。ただし、転入により新たな消費活動を生み、地域経済の活性化に繋がっていることが考えられる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	人口減少が続いている現状があり、今後、地域経済活力の低下、コミュニティの衰退・崩壊等様々な問題が懸念されるため、人口減少に歯止めをかけ、人口増加に資する対策を講じる必要がある。また、空き家資源の有効活用としても有効である。上記のことから①に該当するものである。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	人口減少は、様々な問題を生み、結果として市民サービスの低下を招くと考えられる。その抑止効果が期待される。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	B	転入移住が極めて公共性が高いことから、公共部門である市以外の事業者が行うことは難しいと思われる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	自己負担の50%を補助額としており、地域ごとに限度額を設けている。補助制度としては妥当な補助率である。 （限度額：甌島…100万円、旧4町及び旧川内市過疎相当地域…70万円、その他…20万円）
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	申請時点で補助金総額の50%が支払われる。残額は後5年間の均等払いとなっており、終期は定まっているものの財政出動は膨張傾向にはある。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	人口増を目的としており、補助対象者が転入者に限っているため、在住者との公平性に欠ける側面がある。ただし、転入により新たな消費活動を生み、地域経済の活性化に繋がっていることが考えられる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	B	定住支援センター事業として、移住相談や空き家バンク制度と併せて実施することにより、対象ニーズを網羅し、効果的に運用することができる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	B	住宅の改修にはそれなりの資金が必要となるため、その経費の負担を軽減するもの。長期的な観点からは固定資産税収入増加、消費増加と投資効果の側面が期待できる。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	今後の改革の方向性 ☐ 現状のまま継続 ☒ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☒ 他の補助金と統合 ☒ 補助内容の改善 ☐ 休止 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 廃止
	上記方向の理由 別紙、各補助金等評価結果から総合的に判断した。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 定住施策及び対象の改編、平成25年度9月までに取りまとめ。12月議会に関連条例を上程する。

③ 定住住宅リフォーム補助



暮らしに役立つ制度紹介

■ 教育編 ■

▶ 小中一貫教育の推進

小・中学校の教員の授業交流や児童生徒の交流活動、薩摩川内市特有のコミュニケーション科などの充実により、子どもの学習意欲向上や、不登校をはじめとする生徒指導上の諸問題の解決に努めています。

→学校教育課

▶ 英語力向上プラン事業

小学校1年生から英語学習を実施し、9年間を見通した英語力の向上を図り、児童生徒の英語学習に対する興味や関心を高めます。

→学校教育課



！注意！

工事着工前の写真の漏れがないように気をつけてください。

申請には必ず必要となります。



【補助対象】 下記の①～⑥の要件をすべて満たし、1年以内に申請できる方が対象となります。

- ①平成23年4月から平成26年3月末までの転入者（1年以内に本市内に再転入した場合は除きます。）
- ②平成23年4月から平成26年3月末までの間に住宅をリフォームした方
- ③リフォームした工事代金が30万円以上の方【アパート等の賃貸の集合住宅は対象外です】
- ④リフォームした住宅建物の5年以上定住する方
- ⑤自治会に加入した方
- ⑥市税等の滞納がない方

※住宅取得補助との二重申請はできません！

※リフォーム前後の写真がなければ対象となりません。

※リフォーム場所や内容によっては補助対象外となる場合もあります。

詳しい内容はお問い合わせください。

【補助金額】 補助金額は地域により異なります。

地 域	補 助 額	交 付 方 法
里町・上甑町・下甑町・鹿島町	工事費の50% 上限100万円	1年目（初回申請時） 補助金総額の50% 2～6年目（継続申請時） 残額を5年間の均等払い
樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町 川内地域のうち次の11地区 平佐東・水引・峰山・滄浪・寄田・八幡 城上・吉川・陽成・湯田・西方	工事費の50% 上限70万円	
川内地域のうち次の8地区 隈之城・川内・平佐西・可愛・亀山 育英・永利・高来	工事費の50% 上限20万円	

【申請書類】 申請に際しては、下記の書類が必要となります。

書類の名称	左の書類の問合せ先
☒ 交付申請書※	薩摩川内市役所（企画政策課・各支所市民生活課）
☐ 補助金額計算書	薩摩川内市役所（企画政策課・各支所市民生活課）
☐ 住民票（世帯全員のもの）※	薩摩川内市役所（市民課・各支所市民生活課）
☐ リフォームに係る領収書の写し（工事明細）	建築請負業者
☐ リフォーム内容がわかる図面等	申請者本人・建築請負業者
☐ リフォーム箇所のリフォーム前後の写真	申請者本人・建設請負業者
☐ 確認書（所有者と申請者が異なる場合）	薩摩川内市役所（企画政策課・各支所市民生活課）
☐ 滞納のない証明書※	薩摩川内市役所（税務課・各支所市民生活課）
☐ 戸籍の附票又は除籍の附票（転入と同時に戸籍を移動した人）	本籍のある市区町村の住民窓口
☐ 請求書※	薩摩川内市役所（企画政策課・各支所市民生活課）

※2回目以降の申請書類

【申請期間】

初回申請：転入日から1年以内の申請が条件となります。

2回目以降の申請：8月～ご案内月末までの期間（土・日・祝日は除きます。）

所管部課名	企画政策部 企画政策課		担当者	高野 哲也				
事務事業名	定住促進対策事業							
根拠法令	薩摩川内市定住促進に関する条例、薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成25年度 予算額	2,100 千円	国県支出金 千円	その他 千円	一般財源 2,100 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	転入世帯の人員数		102,000人		—			
成果指標②	—		—		—			
補助対象者	平成23年4月から平成26年3月末までの転入者で、新幹線通勤定期券を購入し通勤している者							
補助対象経費	新幹線通勤定期券に係る経費							
補助対象事業・活動の内容	本市の住民として、定住の意思を持って頂くため、新幹線通勤定期購入費へ補助をするもの。							
	分類	□運営補助のみ ■事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	1カ月あたりの補助額は営業キロにより異なる 営業キロ：100キロ未満…1万円、100キロ以上200キロ未満…1万5千円、200キロ以上2万円							
補助金額又は補助率の積算方法	上記のとおり							
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	項目		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	0		0		0	
		会費収入						
		事業収入						
		寄付金・その他助成						
		市補助金						
	支出	定住住宅取得補助金						
		定住住宅リフォーム補助金					0	
		新幹線通勤定期購入補助金						
		（前年度繰越金）						
		その他事務費						
		計	0				0	
		支出計/前年度支出計						
	自己資金/前年度自己資金							
翌年度繰越金/市補助金								
交付件数		166		174		230		
成果指標の推移①		—		98,443		97,636		
成果指標の推移②		—		—		—		
特記すべき事項等	①平成23年4月1日から現行の制度運用、営業キロに応じて補助額を変更している。 ② なし ③ なし ④ なし ⑤ なし ⑥ なし ⑦ なし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	主管課	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	B	人口増を目的としており、補助対象者が転入者に限っているため、在住者との公平性に欠ける側面がある。ただし、転入により新たな消費活動を生み、地域経済の活性化に繋がっていることが考えられる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	C	人口減少が続いている現状があり、今後、地域経済活力の低下、コミュニティの衰退・崩壊等様々な問題が懸念されるため、人口減少に歯止めをかけ、人口増加に資する対策を講じる必要がある。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	B	人口減少は、様々な問題を生み、結果として市民サービスの低下を招くと考えられる。その抑止効果が期待される。アナウンス効果も一定の成果を挙げて働く世代の地元への定着に一定の根付効果があった。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	B	転入移住が極めて公共性が高いことから、公共部門である市以外の事業者が行うことは難しいと思われる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	鹿児島中央駅まで新幹線で通勤される方は、平均2万円程度の自己負担が生じている。その50%を助成するものとし、1万円と設定。100 kmごとに5,000円を加算する。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	定期券の購入に対して支払われるため、妥当であるものの、一定の成果は得られたものと思われる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	人口増を目的としており、補助対象者が転入者に限っているため、在住者との公平性に欠ける側面がある。ただし、転入により新たな消費活動を生み、地域経済の活性化に繋がっていることが考えられる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	B	定住支援センター事業として、移住相談や空き家バンク制度と併せて実施することにより、対象ニーズを網羅し、効果的に運用することができる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	B	新幹線による通勤圏内であることを認識していただき、その経費に対する助成を行うことにより I J U ターン等の促進が可能となる。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	今後の改革の方向性 ☐ 現状のまま継続 ☒ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☒ 他の補助金と統合 ☒ 補助内容の改善 ☐ 休止 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 廃止
	上記方向の理由 別紙、各補助金等評価結果から総合的に判断した。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 定住施策及び対象の改編、平成25年度9月までに取りまとめ。12月議会に関連条例を上程する。

新幹線通勤定期購入補助

【補助対象】 下記の①～⑤の要件をすべて満たし、定期券の通用開始の初日から4ヶ月以内に申請できる方が対象となります。



- ①平成23年4月から平成26年3月末までの転入者
(1年以内に本市内に再転入した場合を除きます。)
- ②平成23年4月から平成26年3月末の間に発行された新幹線通勤定期券を購入し、通勤をしている方(川内駅を利用区間を含む定期券が対象となります)
- ③新幹線通勤定期代金から、勤務先より支給される通勤手当額を差し引いた金額が、当該補助金額を超える方
- ④自治会に加入した方
- ⑤市税等の滞納がない方



！ 注意！

定期券を更新する場合、古い定期券は購入駅において回収されます。必ずコピーをとっておいてください。



【補助金額】 補助金額は営業キロにより異なります。

営業キロ	補助額	主要駅
100キロメートル未満	1万円	鹿児島中央駅、出水駅 新水俣駅、新八代駅
100キロメートル以上 200キロメートル未満	1万5千円	熊本駅、新玉名駅、新大牟田駅 筑後船小屋駅
200キロメートル以上	2万円	久留米駅、新鳥栖駅、博多駅

薩摩川内市の自慢！

★甲冑シェア日本一

甲冑工房丸武産業は、NHK大河ドラマや映画などの甲冑のほとんどを作っています。

★日本一の大綱引き

直径40センチ 重さ6トンの川内大綱引き。島津義弘公が関ヶ原の戦い前に士気高揚のために行ったのが起源とされています。

★国内唯一クロマチウム

甑島貝池に生息。この一帯は長目の浜とも呼ばれ、甑島でも有数の景勝地です。

★棚田100選

内之尾の棚田(入来)

★名湯100選

川内高城温泉

★地質100選

甑島地域の地層

★島の宝100景

玉石の石垣が残るたましいの島(上甑島)

【申請書類】 申請に際しては、下記の書類が必要となります。

☒	書類の名称	左の書類の問合せ先
☐	交付申請書※	薩摩川内市役所(企画政策課・各支所市民生活課)
☐	住民票(世帯全員のもの)	薩摩川内市役所(市民課・各支所市民生活課)
☐	就労証明書	お勤め先
☐	滞納がない証明書※	薩摩川内市役所(税務課・各支所市民生活課)
☐	新幹線通勤定期券の写し※	申請者本人(所有)
☐	請求書※	薩摩川内市役所(企画政策課・各支所市民生活課)

※2回目以降の申請書類(ただし、年度内に限ります。年度が変わって最初の申請は、すべての書類が必要です。)

【申請期間】 新幹線通勤定期券の通用開始の初日から4カ月以内の申請が必要です。



高城温泉 たきおんせん

私たち現代人が温泉を好むように、昔の人々も温泉に親しんできた。西郷さんも高城温泉を愛した一人。



市比野温泉 いちひのおんせん

発見は宝永年間よりも古いとされ、また「三回名勝園会」にも名湯として紹介されている。そうした泉質の良さもあって、特に明治初期には鹿児島奥座敷と称され、数多くの備後客で賑わった。



定住促進補助金実績(制度総括)

【平成17～24年度合計】(制度累計総額)

(1) 市内定住住宅取得補助の申請実績(H17年度～) 平成25年3月31日 現在

申請者の転入先		申請者の転入元(件)							
		県内				県外		合 計	
		(鹿児島市)		(鹿児島市以外)					
甲 地 域		1	0.2%	0	0.0%	15	3.6%	16	3.8%
乙地域	旧4町	12	2.9%	33	7.9%	54	13.0%	99	23.8%
	旧川内市	3	0.7%	2	0.5%	20	4.8%	25	6.0%
丙 地 域		53	12.7%	112	26.9%	111	26.7%	276	66.3%
合 計		69	16.6%	147	35.3%	200	48.1%	416	100.0%

転入者 1,175 人 補助金額 総額 231,320,000 円

地域別申請件数

川内	樋脇	入来	東郷	祁答院	里	上甑	下甑	鹿児島	計
301	37	19	29	14	3	4	8	1	416

(2) 過疎地域定住住宅リフォーム補助の新規申請実績(H20年～)

申請者の転入先		申請者の転入元(件)							
		県内				県外		合 計	
		(鹿児島市)		(鹿児島市以外)					
甲 地 域		2	2.5%	1	1.2%	14	17.3%	17	21.0%
乙地域	旧4町	6	7.4%	9	11.1%	16	19.8%	31	38.3%
	旧川内市	0	0.0%	5	6.2%	17	21.0%	22	27.2%
丙 地 域		1	1.2%	1	1.2%	9	11.1%	11	13.6%
合 計		9	11.1%	16	19.8%	56	69.1%	81	100.0%

転入者 164 人 補助金額 総額 33,868,000 円

地域別新規申請件数

川内	樋脇	入来	東郷	祁答院	里	上甑	下甑	鹿児島	計
33	11	10	7	3	4	8	4	1	81

(3) 新幹線通勤定期購入補助の申請実績(H17年度～)

実申請者数(名) (H17～H22)	申請者延べ数(名) (H17～H22)
417	1,567

実申請者数 417 人 補助金額 総額 16,990,000 円

ゴールド集落定住促進補助金実績

平成25年3月31日現在

【平成22～24年度合計】 【G補助制度総括】

(1) ゴールド集落定住促進補助の申請実績

申請者の地域別転入先	新規申請者の転入元(件)=(世帯)						2回目以降の申請(件)		合 計(件)	
	県 内		県 外							
	市内(転居)		市外(転入)		(転入)					
川内地域	10	5.8%	5	2.9%	18	10.5%	18	1800.0%	51	29.8%
樋脇地域	1	0.6%	2	1.2%	6	3.5%	3	1.8%	12	7.0%
入来地域	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
東郷地域	5	2.9%	10	5.8%	5	2.9%	14	8.2%	34	19.9%
祁答院地域	0	0.0%	2	1.2%	2	1.2%	0	0.0%	4	2.3%
里地域	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
上甗地域	8	4.7%	6	3.5%	7	4.1%	17	9.9%	38	22.2%
下甗地域	1	0.6%	3	1.8%	7	4.1%	5	2.9%	16	9.4%
鹿島地域	4	2.3%	2	1.2%	3	1.8%	7	4.1%	16	9.4%
合 計	29	17.0%	30	17.5%	48	28.1%	64	37.4%	171件	100.0%

新規申請件数 107 件

支出 実績	新規	うち18歳以下加算	56 人	補助金額	5,600,000	円
		転居による者	71 人	補助金額	4,260,000	円
		新規転入者	129 人	補助金額	7,740,000	円
		転居を含む総数	200 人	補助金額	12,000,000	円
	継続	2回目以降申請	131 人	補助金額	7,860,000	円
	2回目も含む:平成22年度からの補助金総額				25,460,000	円

(2) ゴールド集落定住補助金年齢別新規申請実績(継続申請を除く)

	地域別		0～18	19～	30	40	50	60	70以上	計	%
平成 22 ～ 24 年度	川内	転入者	14	6	16	4	5	11	3	59	29.5%
		申請者	0	3	9	4	4	11	2	33	30.6%
	樋脇	転入者	4	3	1	4	2	2	0	16	8.0%
		申請者	0	1	0	2	4	2	0	9	8.3%
	入来	転入者	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
		申請者	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	東郷	転入者	10	9	6	6	5	1	0	37	18.5%
		申請者	0	6	5	2	5	2	1	21	19.4%
	祁答院	転入者	3	0	1	3	2	0	1	10	5.0%
		申請者	0	0	0	2	1	0	1	4	3.7%
	里	転入者	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
		申請者	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	上甗	転入者	16	3	8	9	5	2	2	45	22.5%
		申請者	0	0	6	7	3	2	3	21	10.5%
	下甗	転入者	7	3	3	3	2	5	0	23	21.3%
		申請者	0	2	2	1	2	4	0	11	5.5%
	鹿島	転入者	2	2	1	3	1	1	0	10	5.0%
		申請者	0	2	1	3	2	1	0	9	8.3%
	計	転入者	56	26	36	32	22	22	6	200人	109.8%
		%	28.0%	13.0%	18.0%	16.0%	11.0%	11.0%	3.0%	100.0%	-
		申請者	0	14	23	21	21	22	7	108件	86.4%
		%	0.0%	13.0%	21.3%	19.4%	19.4%	20.4%	6.5%	100.0%	-

(3) 新規申請者の状況

新規申請者の状況

世帯の状況			県 外 か ら の 転 入 先 の 別						
県外からの転入世帯数 48 世帯 問い合わせ件数 396 件	1人世帯	46	43.0%	熊本県	4	東京都	10	静岡県	1
	2人世帯	24	22.4%	岡山県	0	大阪府	3	和歌山県	1
	3人世帯	19	17.8%	栃木県	1	北海道	1	長野県	1
	4人世帯	10	9.3%	福岡県	4	埼玉県	5	愛知県	2
	5人世帯	6	5.6%	神奈川県	5	福井県	2		0
	7人世帯	2	1.9%	兵庫県	6	京都府	1		1
	計	107	100.0%					合計	48
申請者の職種									
教職員（管理）	2名	2.1%	市町村職員	1名	1.0%	農業・漁業	5名	5.2%	
教職員（一般）	3名	3.1%	その他公務	0名	0.0%	自営業	3名	3.1%	
警察	1名	1.0%	郵便局	4名	4.1%	その他民間	3名	3.1%	
消防	0名	0.0%	会社員	27名	27.8%	住職	1名	1.0%	
自衛隊	1名	1.0%	団体	6名	6.2%	無職	40名	41.2%	

○薩摩川内市定住促進に関する条例

平成 17 年 3 月 31 日

条例第 14 号

改正 平成 20 年 3 月 31 日条例第 6 号

平成 23 年 3 月 25 日条例第 4 号

平成 24 年 6 月 29 日条例第 31 号

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における定住を促進する等のための諸施策を講ずることにより、本市の人口の増加及び均衡ある発展を図り、もって活力に満ちた伸びゆく市域の創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 定住 本市の住民として永住の意思をもって居住し、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が本市にあることをいう。

(2) 市外転入 転入届を提出して他の市区町村等から本市に移り住むことをいう。

(3) 移動日 市外転入をした日として住民基本台帳に記録されている日をいう。

(4) 世帯責任者 主として世帯の生計を維持している者として、世帯側から申告されたものをいう。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(5) 新築 世帯責任者が新たに自己の居住の目的で本市の区域内に住宅を建築すること（がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金又は公共工事に伴う移転補償により新築する場合を除く。）をいう。

(6) 新規購入 世帯責任者が新たに自己の居住の目的で本市の区域内に存する住宅を購入すること（がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金又は公共工事に伴う移転補償により購入する場合を除く。）をいう。

(7) リフォーム 世帯責任者が新たに自己の居住の目的で本市の区域内に存する住宅（賃貸専用の集合住宅を除く。）を増築し、又は改築することをいう。

(補助制度)

第 3 条 市長は、次の要件のいずれにも該当する者に対して、規則で定める額の定住住宅取得補助金（以下「住宅取得補助金」という。）を交付する。

- (1) 平成20年4月1日から平成26年3月31日までの間に定住のため市外転入をした者
- (2) 平成20年4月1日から平成26年3月31日までの間に規則で定める対象経費以上の新築又は新規購入をした者
- (3) 居住地の自治会に加入した者
- (4) 市税等の滞納がない者。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 市長は、次の要件のいずれにも該当する者に対して、規則で定める額の定住住宅リフォーム補助金（以下「リフォーム補助金」という。）を交付する。

- (1) 平成20年4月1日から平成26年3月31日までの間に定住のため市外転入をした者
- (2) 平成20年4月1日から平成26年3月31日までの間に規則で定める対象経費以上のリフォームをした者
- (3) 居住地の自治会に加入した者
- (4) 市税等の滞納がない者。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

3 市長は、次の要件のいずれにも該当する者に対して、規則で定める額の新幹線通勤定期購入補助金（以下「通勤補助金」という。）を交付する。

- (1) 平成20年4月1日から平成26年3月31日までの間に市外転入をした者
- (2) 川内駅をその利用区間に含み、かつ、平成20年4月1日から平成26年3月31日までの間に発行された規則で定める対象経費以上の通勤用定期乗車券を購入して通勤する者（新幹線鉄道を利用して通勤する者に限る。）
- (3) 居住地の自治会に加入した者
- (4) 市税等の滞納がない者。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（補助金の申請）

第4条 住宅取得補助金、リフォーム補助金又は通勤補助金の交付を受けようとする者は、その旨を市長に申請しなければならない。この場合において、住宅取得補助金及びリフォーム補助金を重複して申請することはできない。

（補助金の交付）

第5条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、次に掲げる場合を除き、当該申請を行った者に対し、当該補助金をそれぞれ交付するものとする。

- (1) 第3条第1項各号、同条第2項各号又は同条第3項各号に掲げる要件

を満たさない場合

(2) 申請に偽りその他の不正があった場合

(3) 市外に転出してから1年以内に本市内に再転入した場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないとする場合

(補助金の返還)

第6条 市長は、住宅取得補助金、リフォーム補助金又は通勤補助金の交付を受けた者（以下「補助金被交付者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金被交付者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 住宅取得補助金の交付を受けた者が、移動日から5年以内に生活の本拠を他の市区町村等に移すこととなったとき、又はその新築若しくは新規購入をした住宅を譲渡したとき。

(2) リフォーム補助金の交付を受けた者が、移動日から5年以内に生活の本拠を他の市区町村等に移すこととなったとき。

(3) 補助金被交付者が提出した書類に偽りその他の不正があったとき。

(4) この条例の規定に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認める事由があったとき。

2 前項各号のいずれかに該当する者で、やむを得ない特別の事由がある場合は、当該補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(報告等)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、補助金被交付者から報告又は書類の提出を求めることができる。この場合において、当該補助金被交付者は、市長に対し、速やかにその求められた報告又は書類の提出を行わなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日条例第6号）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の薩摩川内市

定住促進に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第３条に規定する支給要件を満たしている場合又は改正前の条例第５条の規定により定住補助金若しくは通勤補助金の交付決定を受けている場合の補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

- 3 改正後の薩摩川内市定住促進に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第３条第１項第３号、同条第２項第３号及び同条第３項第３号の規定は、施行日後に改正後の条例第４条及び前項の規定により申請する補助金について適用する。
- 4 平成１９年度中に市外転入した者のうち、施行日から移動日の翌日以後１年を経過する日までに住宅を新築し、又は新規購入したものについては、改正後の条例第３条第１項の規定を適用する。
- 5 施行日から平成２２年度までの間に市外転入した者で、移動日の３年前から平成１９年度までの間に住宅を新築し、又は新規購入したものについては、改正後の条例第３条第１項の規定を適用する。
- 6 平成１９年度中に市外転入した者のうち、施行日から移動日の翌日以後１年を経過する日までに発行された通勤用定期乗車券を使用して通勤する者（新幹線鉄道を利用して通勤する者に限る。）については、改正後の条例第３条第３項の規定を適用する。

附 則（平成２３年３月２５日条例第４号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の薩摩川内市定住促進に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請する補助金について適用する。

附 則（平成２４年６月２９日条例第３１号）

この条例は、平成２４年７月９日から施行する。

○薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則

平成 17 年 3 月 31 日

規則第 12 号

改正 平成 19 年 3 月 28 日規則第 11 号

平成 20 年 3 月 31 日規則第 8 号

平成 23 年 3 月 25 日規則第 21 号

平成 24 年 4 月 27 日規則第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、薩摩川内市定住促進に関する条例（平成 17 年薩摩川内市条例第 14 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号）を実施するため、定住住宅取得補助金、定住住宅リフォーム補助金及び新幹線通勤定期購入補助金に関し、補助金の額、交付の申請及び決定その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 甲地域 旧里村、旧上甕村、旧下甕村及び旧鹿島村の地域をいう。

(2) 乙地域 旧川内市の地域のうち市長が別に定める地域並びに旧樋脇町、旧入来町、旧東郷町及び旧祁答院町の地域をいう。

(3) 丙地域 本市の区域のうち甲地域及び乙地域以外の地域をいう。

(4) 初年度申請日 条例第 4 条の規定に基づき定住住宅取得補助金又は定住住宅リフォーム補助金の交付を受けようとする者が行った申請のうち、移動日の翌日から同日以後 1 年を経過する日までの間に行われたもの（以下「初回申請」という。）を受理した日をいう。

(5) 市内業者 市長が別に定める基準を満たすものをいう。

(6) 通勤手当 条例第 4 条の規定に基づき新幹線通勤定期購入補助金の交付の申請を行った者（第 4 条第 3 項において「申請者」という。）が勤務先からその通勤に要する運賃及び料金に関して支給を受けている手当のうち、新幹線鉄道の運賃及び料金に係るものをいう。

(7) 営業キロ 新幹線鉄道の運賃・料金を計算する際に使用する駅間の距離をキロメートル単位で示すもので、九州旅客鉄道株式会社が設定している

ものをいう。

（補助金の額等）

第3条 条例第3条第1項の規則で定める住宅取得補助金の額は、甲地域に市外転入をした者については150万円、乙地域に市外転入した者については100万円、丙地域に市外転入をした者については30万円に、次の各号に定める加算措置に該当する場合には、それぞれ当該各号に定める額を加算した額とし、初年度申請日の属する年度（以下「第1年度」という。）において住宅取得補助金の額に100分の50を乗じて得た額を交付し、第1年度の翌年度（以下「第2年度」という。）から初年度申請日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度（以下「最終年度」という。）までの各年度においてそれぞれ住宅取得補助金の額に100分の10を乗じて得た額を交付するものとする。

（1） 子育て加算 移動日において、世帯責任者と現に同一の住居で起居し、生計を同じくする18歳未満の者（18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にあるものを含む。以下「補助要件者」という。）がある場合に、補助要件者1人につき10万円を加算する。ただし、50万円を限度とする。

（2） 市内業者加算 新築又は新規購入をした住宅について、市内業者と建築請負契約、売買契約等を締結したと認められる場合につき、50万円を加算する。

2 条例第3条第2項の規則で定めるリフォーム補助金の額は、リフォームに要した費用（薩摩川内市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成17年薩摩川内市告示第132号）に基づく補助、薩摩川内市介護保険条例施行規則（平成16年薩摩川内市規則第135号）に基づく支給その他リフォームを行うに当たって国又は地方公共団体から補助等を受けた場合はその額を控除した額をいう。）に100分の50を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、第1年度においてリフォーム補助金の額に100分の50を乗じて得た額を交付し、第2年度から最終年度までの各年度においてそれぞれ定住住宅リフォーム補助金額に100分の10を乗じて得た額を交付するものとする。ただし、リフォーム補助金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

（1） 甲地域に市外転入をした者 1,000,000円

（2） 乙地域に市外転入をした者 700,000円

（3） 丙地域に市外転入をした者 200,000円

3 条例第3条第3項の規則で定める通勤補助金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 営業キロが100キロメートル未満の区間において通勤を行う者 1
月当たり10,000円

(2) 営業キロが100キロメートル以上200キロメートル未満の区間
において通勤を行う者 1月当たり15,000円

(3) 営業キロが200キロメートル以上の区間において通勤を行う者 1
月当たり20,000円

(対象経費)

第4条 条例第3条第1項第2号の規則で定める対象経費の額は、1棟当たり4
00万円以上の額とする。

2 条例第3条第2項第2号の規則で定める対象経費の額は、1リフォーム当
たり30万円以上の額とする。

3 条例第3条第3項第2号の規則で定める対象経費の額は、次の各号に掲げる
者の区分に応じ、当該各号に掲げる額以上の自己負担額（申請者が購入した通
勤用定期乗車券の1月当たりの価額（新幹線鉄道に係るものに限る。）から1
月当たりの通勤手当の額を差し引いた額をいう。）とする。

(1) 営業キロが100キロメートル未満の区間において通勤を行う者 1
0,000円

(2) 営業キロが100キロメートル以上200キロメートル未満の区間に
おいて通勤を行う者 15,000円

(3) 営業キロが200キロメートル以上の区間において通勤を行う者 2
0,000円

(申請手続)

第5条 条例第4条の規定に基づく申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該
各号に掲げる申請書を市長に提出してするものとする。

(1) 定住住宅取得補助金

ア 初回申請 定住住宅取得補助金新規交付申請書（様式第1号）

イ 第2年度から最終年度までの各年度における申請 定住住宅取得補助金
継続交付申請書（様式第2号）

(2) 定住住宅リフォーム補助金

ア 初回申請 定住住宅リフォーム補助金新規交付申請書（様式第3号）

イ 第2年度から最終年度までの各年度における申請 定住住宅リフォーム
補助金継続交付申請書（様式第4号）

(3) 新幹線通勤定期購入補助金 新幹線通勤定期購入補助金交付申請書（様
式第5号）

2 前項各号に掲げる申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第5号において、同一年度内に2回以上申請する場合において、勤務先及び申請者住所の変更がないときは、2回目以後の申請においては、同号ア及びイについて省略することができる。

(1) 定住住宅取得補助金新規交付申請書

ア 定住住宅取得補助金額計算書（様式第6号）

イ 世帯全員の住民票の写し

ウ 新築又は新規購入をした住宅に係る建築請負契約書、売買契約書等の写し

エ 不動産登記事項証明書

オ 市税等の完納証明書

カ 戸籍の附票の写し

キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 定住住宅取得補助金継続交付申請書

ア 世帯全員の住民票の写し

イ 不動産登記事項証明書

ウ 市税等の完納証明書

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(3) 定住住宅リフォーム補助金新規交付申請書

ア 定住住宅リフォーム補助金額計算書（様式第7号）

イ 世帯全員の住民票の写し

ウ 領収書の写し又は支払った額を確認できる書類

エ リフォーム内容の分かる図面等

オ リフォームの成果が確認できる写真

カ 市税等の完納証明書

キ 戸籍の附票の写し

ク 住宅所有者とリフォーム補助金の申請をする者が異なる場合にあっては、当該住宅所有者の確認書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(4) 定住住宅リフォーム補助金継続交付申請書

ア 世帯全員の住民票の写し

イ 市税等の完納証明書

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(5) 新幹線通勤定期購入補助金交付申請書

ア 世帯全員の住民票の写し

イ 勤務先が発行した就労証明書

ウ 川内駅をその利用区間に含む通勤用定期乗車券の写し

エ 市税等の完納証明書

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項各号に掲げる申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間内に市長に提出しなければならない。

(1) 定住住宅取得補助金新規交付申請書 移動日の翌日から同日以後1年を経過する日までの期間

(2) 定住住宅取得補助金継続交付申請書 毎年8月1日から同年10月末日までの期間

(3) 定住住宅リフォーム補助金新規交付申請書 移動日の翌日から同日以後1年を経過する日までの期間

(4) 定住住宅リフォーム補助金継続交付申請書 毎年11月1日からその翌年の2月末日までの期間

(5) 新幹線通勤定期購入補助金交付申請書 前項第5号に規定する通勤用定期乗車券の通用期間の初日から同日以後4箇月を経過する日までの期間

4 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、前項各号に定める期間外に申請書を提出することができるものとする。ただし、同号に定める期間の満了前に期間外申請理由書（様式第8号）を提出しなければならない。

（補助金の交付の決定等の通知）

第6条 市長は、定住住宅取得補助金に関して条例第4条の規定に基づく申請があり、定住住宅取得補助金の交付を決定し、又は却下しようとするときは、当該申請を行った者に対し、定住住宅取得補助金交付決定（却下）通知書（様式第9号）によりその旨を通知するものとする。

2 市長は、定住住宅リフォーム補助金に関して条例第4条の規定に基づく申請があり、定住住宅リフォーム補助金の交付を決定し、又は却下しようとするときは、当該申請を行った者に対し、定住住宅リフォーム補助金交付決定（却下）通知書（様式第10号）によりその旨を通知するものとする。

3 市長は、新幹線通勤定期購入補助金に関して条例第4条の規定に基づく申請があり、新幹線通勤定期購入補助金の交付を決定し、又は却下しようとするときは、当該申請を行った者に対し、新幹線通勤定期購入補助金交付決定（却下）通知書（様式第11号）によりその旨を通知するものとする。

(効果の測定)

第7条 定住住宅取得補助金、定住住宅リフォーム補助金及び新幹線通勤定期購入補助金の効果は、本市への転入世帯の人員数によって測定するものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日規則第11号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則の規定に基づき申請のあった市内定住住宅取得補助金（以下「定住補助金」という。）及び新幹線通勤定期購入補助金（以下「通勤補助金」という。）に係る補助金の額、対象経費及び対象地区については、なお従前の例による。

3 薩摩川内市定住促進に関する条例の一部を改正する条例（平成20年薩摩川内市条例第6号。以下「新条例」という。）附則第4項の規定により定住補助金を申請しようとする者は、改正後の薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第6条第3項第2号の規定にかかわらず、異動日の翌日から平成20年9月30日までの間は、申請期間内にあるものとして当該定住補助金に係る申請書を提出することができる。

4 新条例附則第6項の規定により通勤補助金を申請しようとする者は、改正後の規則第6条第3項第5号の規定にかかわらず、その者の有する通勤用定期乗車券の通用期間の初日から平成20年9月30日までの間は、申請期間内にあるものとして当該通勤補助金に係る申請書を提出することができる。

附 則 (平成23年3月25日規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に市外転入をした者に対する補助金に

ついて適用し、施行日前に市外転入をした者に対する補助金については、なお従前の例による。ただし、施行日前に市外転入をした者が行う当該市外転入をした日から１年を経過した日以後の通勤については、通勤補助金に関する規定は適用しない。

附 則（平成２４年４月２７日規則第３０号）

この規則は、平成２４年７月９日から施行する。